

平成30年 4月13日

(有) 吾城

村上 央枝 様

広島県知事
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
建設産業課



一般 建設業の許可について(通知)

平成30年 3月14日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	広島県知事 許可(般-30) 第 30666号
許可の有効期間	平成30年 4月13日から平成35年 4月12日まで
建設業の種類	
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 3月13日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)